

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	42	担当課	建築住宅課
法令名	積立式宅地建物販売業法施行規則	根拠条項	第7条第1項	許認可等の内容	許可証の再交付の申請	
(再交付の申請)						
第七条 積立式宅地建物販売業者は、許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、遅滞なく、その許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に許可証の再交付を申請しなければならない。						
2 許可証を汚損し、又は破損した積立式宅地建物販売業者が前項の申請をする場合には、その汚損し、又は破損した許可証を添えてしなければならない。						